

上海日本人学校 PTA 細則

2024 年改正

Ver 7

第七条 会議についての細則 構成員と会議については次の通りとする。

役員： 会長、副会長、総務 2 名、会計、書記 2 名の計 7 名。

委員： 委員長、副委員長、委員 6 名の計 8 名。

学年内訳：1 年 3 名、2 年 3 名、3 年 2 名。

代表者会議

出席者： 会長、本部役員(7 名)、委員長、副委員長、校長、副校長、
学校 PTA 担当教職員 1 名。

開催頻度： 原則 1 ヶ月に一度。年 12 回（必要に応じて変更）。

招集者： 会長。

活動内容： 会議の議決は構成員の出席者の過半数を必要とする。

各活動・会議などの報告、活動方針策定などが主題。会議後は、会議報告を「本部だより」を通じて全会員に配布するなど。

その他： ①必要に応じて、臨時代表者会議を開催できる。

②「代理出席」は 1 名を原則とする。代理出席者は、代表者会議終了後速やかに委員長に報告を行い、「情報の流れに関するガイドライン」に沿った対応が出来るように努める。

③構成員以外の出席については、本部役員会の承認を必要とする。

合同委員会

出席者： 役員、委員。

開催頻度： 原則年 1 回。

招集者： 副会長。

活動内容： 活動方針策定、ガイドラインの説明、委員長決めなど。

本部役員会

出席者： 役員。

開催頻度： 必要に応じて。

招集者： 副会長。

活動内容： 議題の整理、資料の作成など。

会員交流会

- 出席者： 全会員。
開催頻度： 原則年1回。
招集者： 委員長。
活動内容： 会員の交流、意見交換、課題事項の収集など。
その他： 必要に応じて、臨時交流会を開催できる。

委員会

- 出席者： 委員
開催頻度： 必要に応じて。
招集者： 委員長。
活動内容： 会員交流会の開催、学校行事等への援助など

第十一条 慶弔についての細則 慶弔については、次の通りとする。

- 1、卒業祝 卒業生徒を対象とし、祝いの品をおくる。
- 2、離任記念品 教職員が離任する場合、離任記念品をおくる。
- 3、死亡弔慰金 会員と教職員の配偶者、在校生徒を対象とし、弔慰金をおくる。

第十三条 個人情報の取り扱いについての細則

- 1、本会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しない。
- 2、個人情報データベース・個人データはパスワードを設定し管理する。
- 3、不要となった個人情報は速やかに廃棄または消去する。
- 4、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5、運用にあたっては「個人情報の取り扱いに関するガイドライン」も参照する。

2012年3月13日制定

